

次世代育成支援対策推進法に基づく 社会福祉法人萱垣会行動計画書

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間

2. 内 容

目標1 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

〈対策〉

- ・平成27年4月～ 精度の周知・情報提供の手段について検討
- ・平成28年4月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目標2 育児休業後における現職、又は現職相当職への復帰し易い体制を作るために、復職前の聞き取り・相談 及び復職時の研修制度を設ける

〈対策〉

- ・平成27年4月～ 育児休業取得者に対し、復帰後の働き方についてのヒヤリングを行い、仕事の悩みや不安を取り除くためのサポート体制の検討を行う。
- ・平成28年4月～ 制度実施の説明を行い、職員へ周知する。

目標3 法人独自の乳児手当・育児手当制度を継続し周知する。

〈対策〉

- ・平成27年4月～ 子育て支援策の一環として、職員が産前産後休暇、又は育児休暇を取得したのち、職務に復帰した場合、手当を支給している制度について継続、周知する。

目標 4 子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施

〈対策〉

- ・平成27年4月～ 地域の保育園との交流・小学校の総合学習、又中学校の職場体験・ボランティア等を実施し、地域において子育て支援を応援する。